

## 物品製造等及び役務の提供の入札に係る情報公開に関する要領

### (趣旨)

第 1 条 この要領は、焼津市が発注する物品の製造の請負、買入れ、売払い、借入れ及びリース（以下「物品製造等」という。）並びに役務の提供の契約に係る競争入札の透明性の向上を図るため、入札等に係る情報の公開の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (情報公開の実施方法)

第 2 条 前条に規定する情報については、焼津市ホームページで公開する。

### (情報公開の対象)

第 3 条 市長は、物品製造等並びに役務の提供の契約に係る以下の情報を公開する。

- (1) 焼津市競争入札参加者の資格に関する要綱（平成 23 年 告示第 310 号）第 6 条に規定する有資格者名簿
- (2) 焼津市競争入札参加資格停止措置要綱（平成 24 年 告示第 30 号）第 2 条に規定する入札参加資格停止者の商号又は名称並びに入札参加資格の停止期間及び理由
- (3) 入札結果

### (予定価格の公表)

第 4 条 物品製造等の契約に係る入札の予定価格については、事前公表の対象としないものとする。

- 2 役務の提供の契約に係る入札の予定価格については、焼津市予定価格事前公表試行要領第 3 条の規定に基づき、事前公表の対象とする。ただし市長が事前公表で行うことが適当でないと認める場合は、事前公表の対象としないものとする。

### (入札執行前の情報の公表)

第 5 条 入札の執行前には、談合防止の観点から、入札に参加しようとする者の数及びその商号又は名称等の入札参加者を特定し得る情報については公表しない。

### (入札執行後の情報の公表)

第 6 条 市長は、入札の執行後、遅滞なく次の事項を公表する。

- (1) 入札参加者の商号又は名称及び入札金額
  - (2) 落札者の商号又は名称及び落札金額
  - (3) 役務の提供の契約に係る入札にあつては予定価格
  - (4) 地方自治法施行令第 167 条の 10 の規定により、低入札価格調査又は最低制限価格制度の対象とする案件においては、低入札調査基準価格又は最低制限価格
  - (5) 指名競争入札における指名した者の商号又は名称及び指名理由
- 2 市長は、前項に規定する公表事項のうち、公表により適正な入札執行が困難になると認める場合、当該事項の公表を行わないものとする。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。